

町報 岡垣

所 役 者 場
 行 町 任 守 莊
 危 垣 貞 辻
 岡 垣 町 長

とどいたら、まず、とじましよう

同和問題を解決しよう (8) (ねた子を起すな?)

「部落問題は、そっとしておいた方がいいんじゃないか。同和教育だ、同和事業、解放運動とやましくいので、かえって差別が生れてくるんじゃないか。何も知らん人にまで知らせる結果になるのじゃないか」

「ねた子はそうとして起きない方がよい」という考えで、素朴な意見であり、古くてまた新しい同和問題に対する代表的な考えの一つです。

「小さい子どもは何も知らない。何を好きこのんで余計なことを教えるのか。このままそっとしておけば月日が解決してやる」という。が果してそうでしょうか。

現状では結婚や就職などで差別事件が発生しているし、放っておいたら「部落差別」はなくなるならいいだけではなく、さらに新しい差別をつくりだしているともいわれます。部落差別は「部落」の人達にとっては、生き死にかかわる問題であるだけでなく、国民一人一人の不幸にもつながる重要な問題です。

① 明治から百年も部落差別は残っている

明治四年八月二十一日の太政官

布告によって、解放されたはずの「部落」が、そして「差別観念」が一〇〇年もたった今日までなぜ続いているのでしょうか。

同和教育だ、同和事業だと組んだからこうなったのだろうか。決してそうではなく、同和教育、同和事業に本當にとり組まなかったから、今だに差別が続いているのであって、「そっとしておけば……」というのは全く見当ちがいのいわねばなりません。

そうとしておいても、消えるのじゃなく片隅においておくだけで、そのまま残り問題は一つも解決しません。

② 差別事件がたえない

いざ結婚、就職……という場合、本人の人格や実力などできめるべき問題でも、「やれ家柄だ」「身分だ」とさわりで、つぶれている場合が少くありません。

実際は、決して「ねてもいい」「ねさしてもおかない」のに、「ねた子を起すな」「そっとしておけば……」というのは、差別の苦しみを、人ごととして見ずとし、自分もまた差別しつつけて問題を感しない人達の、無責任な言動といわねばなりません。

⑧ 同和教育不用論の誤り

病気になるたくない、健康でありたいというのは万人の願いです。しかし、もし病気になるたら、出来るだけ早くどこが悪い原因をつきとめて、適切な治療、薬をのむのが病気をよく近づきます。

病気であるのに、それには目をつむって健康にはなれない。同和教育不用論や同和事業不用論は、ちょうど病人に病気がないと診断し、回復不能におとしられるようなものです。

放っておけばよいというのは、差別をいつまでも残し続ける役割を果すものです。

④ 「ねた子」とは

ねた子とは、人間として生きる権利——基本的人権が無視され、保障されていない状態に対し、無知、無自覚、あきらめの状態をいいます。

具体的には差別があることや、差別がどんなことか気づかない、差別を受けていながら、自分自身はそれが差別と気づかない、差別というものがはっきり自覚されていない状態を、総称して「ねた子」といいます。

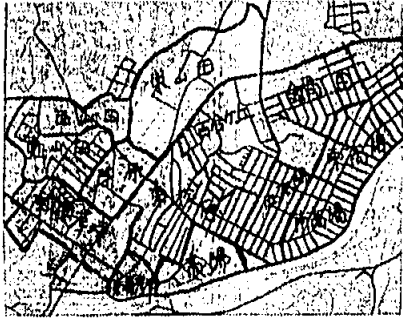
が、ねていない子もおるし、自然の法則として、ねているものは必ず起きるもの、起されるものです。その時不自然な起き方や起き

れ方をした場合、予測されない悲劇が起る可能性もあります。起すべき時に正しく起きねばなりません。

⑤ 「ねた子を起す」真意

岡垣教育は人間尊重、人権尊重の教育で、差別を許さない人間づくり教育です。

ああだった、こうだったということとを教えるのじゃなく、すべての子供に、自分の心の中や群しの中にある様々の差別を掘り起し、その差別はどうして、どこから出てきたのだらうと、自分自身の問題として真剣に考えさせ、話し合うよう成長させることが、掘り起す真意であるし、差別に負けない、差別をしない、差別を許さない、差別に対処する、部落を解放しようというたくましい人間に育てる



岡垣町新行政区発足!!

岡垣町東部周辺は人口が急増し行政区が入り乱れており、地区行政区を円滑に推進するため新行政区を発足します。新行政区は、東高陽、南高陽、西高陽、鍋田、南山田、茅原六区です。東西南の高陽区及び鍋田区については、昭和四十八年五月一日、南山田区(二村春災区長)、茅原区(石田輝男区長)については、昭和四十九年一月一日より発足しました。

のが、「ねた子を起す」真意です。

公民館

所得税の確定申告

◎所得税の確定申告の期間は

自49、2、16
至49、3、15
期限におくれのないよう正しい申告と納税をお願いします。

前昨年までは相談日の日時案内をしていましたが自主申告納税制度の趣旨にそって税務署からの案内はありません。

申告について不明の点は
若松税務署(093-761-2596)
岡垣税務所(093-282-1211)税務課
岡垣税務相談所(093-282-0294)
を利用下さい。

どうしても相談して申告したい方は
自49、3、4(月)二日間
至49、3、5(火)二日間

税務署から係員が派遣されますので利用下さい。

◎確定申告をしなければならぬ人

- 一 事業所得や不動産所得などがある人の場合
- (一) 一般の人
- 48年中の各種の所得金額の合計額から
- ・ 配偶者控除(二〇七、五〇〇円)
- ・ 扶養控除(二〇七、五〇〇円)
- ・ 基礎控除(二〇七、五〇〇円)
- ・ 其他控除があります。

以上の所得控除を差引き、その金額を基として算出した税額が配当控除額よりも多い人

- 二 給与所得がある人の場合
- 1. 昭和48年の給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人
- 2. 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が10万円をこえる人
- 3. 給与を2ヶ所以上から受けている人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が10万円をこえる人
- 4. 家事従事者や外国の在日公館に勤務する人などで、給与の支払を受ける際に所得

税を源泉徴収されないこととなつてゐる人

- 5. 同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与のほか、貸付金の利子、店舗、工場などの賃貸料、機械、器具の使用料などの支払を受けている人
- 6. 災害を受けた人で、48年の給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- 三 資産所得の合算課税を受ける人の場合
- 一、二、にあてはまらない人

還付を受けるための申告は早め!

昭和48年分の所得税の確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。

しかし、税金の還付を受けるための確定申告は、1月から受け付けています。早く申告すれば、税金の還付も早く受けられますので、なるべく早めにおすませください。

確定申告をすれば税金がもどる人

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになつてゐる人は、確定申告をして税金の還付を受けてください。

特に、次のような人は、税金が納めすぎになつてゐないかどうか

でも、資産所得について合算課税の適用を受ける人は、申告しなければなりません。

四 退職所得がある人の場合
退職所得については、通常は申告する必要はありませんが、退職金の支払を受ける際に、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかつたため、20%の税率で所得税を源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人などは申告をしなければなりません。

「自分の所得は自分で正しく計算し申告する。」

若松 税務 署

を確かめてください。

- 一、48年中の所得が少ない人で、利子や配当、原稿料などの収入がある人
- 二、サラリーマンで、雑損控除や医療費控除、住居取得控除などを受けることができる人
- 三、サラリーマンで、年の中途で退職し、その後就職しなかつたため年末調整を受けなかつた人
- 四 予納税をしてゐる人で、災害を受けたり営業不振だつたりして所得が著しく減り、確定申告の必要がなくなつた人、くわしくは、若松税務署(七六一局二五三六番)へご相談ください。

定年を延長した中小企業の事業主 の定年が間近な方々

次のような新しい制度ができました。

くわしくは公共職業安定所でおたずねください。

△定年延長奨励金制度▽

1、支給対象事業主

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

2、支給額

定年を引き上げたことにより適用を受けることとなった労働者一人あたり一年延長するごとに二万五千円

△定年退職前職業講習・職業訓練制度▽

1、実施主体

「通勤災害も」労災保険の対象に

今まで労働者の「業務上の災害」だけ労災保険の給付対象になっていましたが、四十八年十二月一日からは、労働者災害補償保険法の一部改正で、労働者の「通勤災害」も「業務上の災害」の場合と同じように療養、休業、障害、遺

地域最低賃金一、三〇〇円に決る

来る昭和四十九年二月一日より福岡県下の事業場で使用され労働者の最低賃金が次の様に決定されましたので御知らせ致します。ついでには、どのような事業場で

1、実施主体

職業講習 国が各種学校等に委託して実施(通信制も可)

職業訓練 飯塚・八幡・小倉

総合高等職業訓練校

2、受講対象者

定年退職予定者のうち原則として定年退職前一年以内の方

3、講習・訓練期間

一年以内

4、入学金・受講料(教材費等を含む)

は国が支払います

5、講受手当が支給されます

受講できる職種

6、定年後再就職のための希望する職種

族等の各給付がされるようになりましたのでお知らせいたします。なお「通勤の範囲」、給付の「手続」等についての詳細は、八幡労働基準監督署労災課におたずねください。

電〇九三―六七―六一三六

あつても使用者はこの最低賃金額以下で労働者を使用してはならないことになりました。なお、これについて疑義のむき等がある場合は「八幡労働基準監

督署第一方面」(電話番号六七―六一三六)に御照会下さい。

記

1、一日一、三〇〇円

短時間労働者(所定労働時間に比し)については一時間一六二円五〇銭

2、雇入れ後一年未満の技能修得中の者については

一日二〇〇円

一時間一五〇円

児童手当 支給拡大

児童手当制度とは、児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭生活の安定を計り、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を資することを目的として支給されるもので、この手当は三人以上の児童(18才未満)を養育し、かつ五才未満の児童がいる場合、当初支給されていましたが、昭和48年4月1日より三人以上の児童(18才未満)を養育し、かつ10才未満の児童がいる場合に拡大され、さらに、昭和49年4月1日から、三人以上の児童(18才未満)を養育し、かつ義務教育終了前の児童がいる場合に拡大されるようになり、月額三千円が支給されます。これに該当される方は役場民生課まで、次の書類を揃え請求して下さい。

①源泉徴収票、又は所得額証明、

②住民謄本、

③印鑑

④厚生年金、その他年金等の記号番号

⑤在学証明

なお、今まで受給されていた方の中に、今回の拡大分の該当者がいる場合は、住民抄本、印鑑、在学証明のみで結構です。

義務教育終了前の児童とはおよそ中学校卒業前の児童を言い、盲学校、聾学校の養護学校の中学部に在学する児童を言う。

また、三人の児童を養育し一子目が18才に達するか、三子目が義務教育過程を終了するか、どちらか早い方で打ち切りとなりますので御了解下さい。

民生課

町営住宅の空家補充 入居者の募集の受付

現在岡垣町には五団地、一九〇戸(第一種住宅一四戸、第二種住宅七六戸)の町営住宅があり、一年間に約一五戸程度の空家が発生しております。空家補充入居を希望される方は申し込みの受付を常時行なっていますので、役場土木課まで申し込んで下さい。抽選会は空家の発生に応じ随時行ない、当選されない方の申し込み書類は、その年度内(三月末日まで

においては有効書類として取扱います。尚、現在申し込みされている書類は三月三十一日までは有効書類として取扱います。

入居資格者は、次の各号の条件を具備する者。

(1)町内に住所又は勤務場所を有する者

(2)同居親族があること

(3)次に掲げる基準の収入があること

と

(4)第一種町営住宅については入居の申し込みをした日において一ヶ月の所得が五万八千円以下であること。

(5)第二種町営住宅については入居の申し込みをした日において一ヶ月の所得が三万円以下であること。

尚、扶養親族が一人増す毎に一万円を所得から控除できます。(標準世帯(四人家族)であれば、一ヶ月の所得が第一種であれば八万八千円、第二種であれば六万円以下であること)

(6)現に住宅に困窮していることが明らかなる者

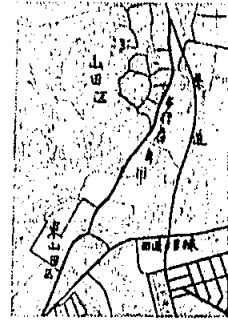
交通規制

交通安全について、日頃から住民の皆さんには御協力をいただいております。つきましては、今般町内主要な地点を次のように交通規制になり

ましたので、運転者はもちろん住民の方も協力方お願いします。

◎歩行者専用道路

▽木村外科医院前より山田地内 県道分岐点まで (旧県道)



▽県道原～海老津線鳥井下より 海老津地内母の家附近国道三 号線分岐点まで



以上の道路は、車両は通行できません。特定の車両及び許可車は通行できます。

◎速度制限 (県道原～海老津線)

▽三〇軒制限

吉木地内 岡垣中央公民館前より、三吉地内境まで

▽四〇軒制限

吉木地内境より、折松原バス停まで

折尾警察署

人権擁護委員の紹介

紹介

本町の人権擁護委員として、三吉加藤重雄氏が前任者内浦長畑光氏の後任者として、又戸切竹石岡市氏は引続き留任されることとなり、右両名の方々が昭和四十八年十二月十五日付をもって法務大臣より委嘱されました。

人権擁護委員は、各市町村の長が、その市町村内の選挙権をもつ住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ人権擁護について深く理解のある者を、その市町村議会の意見を聞いて法務大臣へ推せ

議会だより

第四回定例会は十二月十一日招集され、会期は十二月二十一日まで十一日間と決定、次の議案が審議され原案可決となる (一部委員会付託)

議案第七九号

昭和四十八年十二月に支給する期末手当の額の特例に関する条例 (原案可決)

議案第八十号

産炭地開発就労事業内浦～湯川線道路改良舗装工事請負契約について (原案可決)

議案第八一号

戸切竜王団地第二期造成工事請負

んし、法務大臣は更に都道府県知事、弁護士会、および人権擁護委員連合会の意見を聞いたうえで法務大臣が委嘱します。

現在その委嘱を受けた委員が、全国の各市町村に約一万名おり、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し人権が侵されたときはこれを救済するとともに、常に自由人権思想の普及、高揚に努める使命をもって働いています。

もし、自分の人権を他人から侵されたとき、その他法律問題でお困りのときは、いつでも近くの人権擁護委員または法務局にご相談下さい。 民生課

契約について、(町営住宅建設用地として造成するため) (原案可決)

議案第八二号

基地周辺民生安定事業高陽～鍋田線 (第一工区) 舗装工事の請負契約について (原案可決)

議案第八三号

基地周辺民生安定事業高陽～鍋田線 (第二工区) 舗装工事の請負契約について (原案可決)

議案第八四号

基地周辺民生安定事業吉木～元松原線暗渠設置工事の請負契約につ

いて (原案可決)

議案第八五号

基地周辺民生安定事業毛無尾～度の浦線舗装工事の請負契約について (原案可決)

議案第八六号

基地周辺民生安定事業源十郎～元松原線改良工事の請負契約について (原案可決)

議案第八七号

昭和四十八年度岡垣町一般会計補正予算第二号

議案第八八号

昭和四十八年度岡垣町国民健康保険事業特別会計補正予算第二号

議案第八九号

昭和四十八年度岡垣町農業共済事業特別会計補正予算第一号

議案第九〇号

昭和四十八年度岡垣町上水道事業特別会計補正予算第二号

議案第九一号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

総額五四、二二六千円とし、歳出入、四二二千円を追加し五九、四七八千円とし、不足する額五、二五二千円は当年度損益勘定留保資金で補てんする。

議案第九二号

昭和四十七年度岡垣町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第九三号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第九四号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第九五号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第九六号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第九七号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第九八号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳出
予算現額 一〇二、五九五、〇〇〇円
支出済額 九六、二七八、四九九円
不用額 六、三二六、五〇一円
歳入歳出差引残高 二〇、六五〇、一六八円

(原案可決)

議案第九三号

昭和四十七年度岡垣町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入

予算現額 八、一四八、〇〇〇円
調定額 八、〇九一、〇一三円
収入未済額 四二、一九九円
歳出

歳入

予算現額 八、一四八、〇〇〇円
支出済額 四、三二九、八八八円
不用額 三、九一八、一一二円
歳入歳出差引残高 三、八一八、九二六円

歳入

議案第九四号
昭和四十七年度岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入

予算現額 二、〇二四、〇〇〇円
調定額 一、八四一、〇〇〇円
収入済額 一、八四一、〇〇〇円
歳出

歳入

予算現額 二、〇二四、〇〇〇円
支出済額 一、八二一、一五六円
不用額 二〇二、八四四円
歳入歳出差引残高一九、八四四円

歳入

議案第九五号
岡垣町水道事業給水条例の一部を改正する条例(水道料金改訂)
土木常任委員会付託
(継続審議)

歳入

議案第九六号
岡垣町新松原地区簡易水道設置条例の一部を改正する条例(水道料金改訂)
土木常任委員会付託
(継続審議)

歳入

議案第九七号
議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
(原案可決)

議案第九八号
昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例
(原案可決)

議案第九九号

岡垣町道路線の認定について
星ヶ丘団地線(延長二九五米)
土木常任委員会付託
(継続審議)

報告第五号

中間市外遺野郡四ヶ町広域水道のことに
(原案可決)

議案第一号

第一回臨時会は一月十一日招集され、会期は一日と決定、次の議案が可決となる。

議案第一号

岡垣中学校、校舎除濕(設備)工事請負契約について

議案第二号

岡垣中学校、校舎除濕(建築)工事請負契約について

議案第三号

東部地区学習等共用施設新築工事の工事請負契約について
(原案可決)

報告第一号

岡垣町東部地域の行政区の再編成について
南山田区、茅原区、新設
(原案可決)

議会議務局

一坪園芸(二)
石油危機で品物不足の時代になり、野菜類も高価になりますね。種子を蒔いた時、又、苗の育つ間は、買物の空ビニール袋の底を切って、四本柱に覆ふ、或は一片を切り、三角覆いに使ふと便利で、豆腐の空箱等に、爪類、花卉の種子を蒔くと家で管理が出来て、育った時本市に移す事も良いと思います。家庭器具、例えば洗濯機を買うと、大きいビニール覆が付いてきますね、西瓜の壺が五〇個位延びた時、二米角位のビニールを覆いましたら、第一着果が、他の苗より八日早く咲いたと、作年の日記に書いて有りました。破れたビニールも母の周囲に敷込むと、実の成熟も良く、土等の汚れも少

ないようです。買物しますと、色々の紐が沢山出来ますね、無花果の整枝に使って居ますが、良く注意して見ると腐品も随分利用価値が有ると思います。
今年も一坪園芸の希望者を募集します。場所は三吉と海老津の二ヶ所を予定し、三月初めから十二

海老津駅ご利用の皆様
の懸案事項でありました、駅舎の一部改築と全比羅踏切の警報機の新設を実施いたしましたので、次

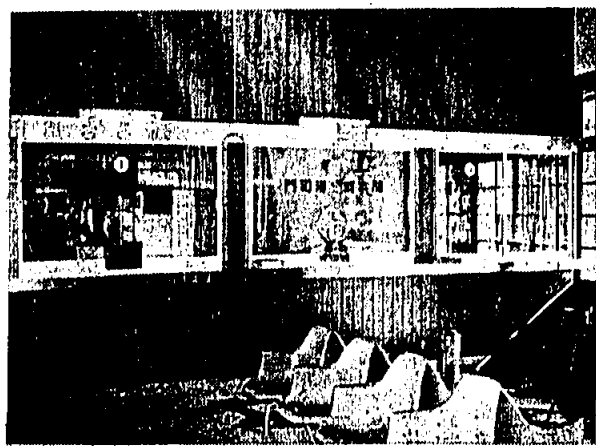
町民の皆様へ

海老津駅ご利用の皆様
の懸案事項でありました、駅舎の一部改築と全比羅踏切の警報機の新設を実施いたしましたので、次

海老津駅長 梅野明

三吉 藤村 爽

電話 二局 二二四五



年十一月五日仮詰所でもって開始以来約六十五年の歳月を経て、国鉄も近代化の一環として従来手動で切替えていたポイントに電気連動装置式に切替え、室内で操作できる装置に昨年三月三十一日から設備が変更され、これによって安全度が高くなり、取扱いがスピーディーにできるようになりました。
二、出札室、小荷物受付口、改札口の改修
旅客営業は明治四十三年二月六日から開始され、駅本屋はその時に建築されたままであります。ところが経済状況の伸びと生活様式の変化に伴って、当町も北九州のペットタウン的役割に一変し宅地の造成が急ピッチで進み、人口は日増しに増加の一途をたどり国鉄を、ご利用していた

だく通勤通学、買物等のお客さんの伸びは毎日急増し、昭和四十七年末の乗降客は一日平均約一万人となり、これにより数本の快速電車も停車するようになりました。

ところが駅木屋においては、明治四十三年に建築されたままのため急増する乗降の皆さんに多大の迷惑をおかけする毎日が続いています。したが、町長さんを中心として地元勤労者協議会及び他の通勤者の皆さん並びに地元有志の皆様方の強い請願によって、国鉄も今回の改善に踏切り、十二月六日以降改善された各窓口で皆様の接客に当たっています。この改善の一ヶ月間各種工事のため、ご不自由をおかけしましたことに対し深くお詫言します。なお出札窓口も常に二つの窓口を開方して発売することが一番好ましいことですが、要員面との関連もあり、時間的に一つの窓口だけということもあります。上記の内容をご理解いただきまして、ご了承くださいませようお願いいたします。更に、出札窓口の横に旅行案内所窓口も新設いたしましたので団体旅行、グループ旅行、コンテナ申込等もどしどしご利用くださるようお願いいたします。

三、金比羅踏切の警報機の新設による鳴動開始
 駅構内には東側に白谷踏切、西側に金比羅踏切がありますが、白

谷踏切は遮断機及び警報機付きの踏切で、列車が近づいたらランプがつき警報が鳴るようになっていますが、金比羅踏切は列車が近づいても警報が鳴らないため、非常に危険でありましたが今回警報機の新設及び踏切道の補修、照明の設備を行ない上り、下りの列車が近づいたことがすぐわかるような装置に設備され十二月十二日から鳴動しています。ところが通行状態を見ておきますと警報機が鳴っていても通行されている方をしばしば見受けられます。これでは警報機を新設した意味がありませんので自分の身を危険から守るため、家族に非痛な思いをかけるためにも、通行される方は警報が鳴り止んでから通行する習慣を身につけて下さるようお願いいたします。

剣道昇段審査

剣道修業の段階にてみっちりけいこを積んだ結果を、昇段審査（初段より五段まで）で試する方法があります。今年、二月十七日に、北九州市で行われます。受審して試してみたいかがでしょうか。詳細は、左記に連絡ください。電話の二三九八

福岡剣道連盟遠賀中間支部
 岡垣分会長 森 真信

国鉄海老津駅に 善意の雨傘を寄贈

新日鉄岡垣会では、地域におけ

る社会福祉事業の一環としてこの程、海老津駅に雨傘四十本と雨傘保管箱一個を寄贈した。

「勤務の妨りに、雨に降り込まれてタクシーは全く困り果てることは、誰もが何回か経験することです。不意の雨に、どなたでも遠

体力に挑戦 糖塚、練習の成果発揮

十二月二十三日、第二十三回公民館対抗駅伝大会、年令別マラソンが、寒風の吹く中で行なわれた

駅伝大会には、昨年の二区五チームの数を上回る五区七チーム、オープン参加で岡中から一チーム出場、約二〇軒を全チームとも最

後まで力走した。

年令別マラソンには、老若男女二十一名で、各部に分けて接戦をくり広げた。参加者で前田博さん（東高陽）は、奥さん、子供さんと家族ぐるみで参加されほほえましい光景をつくっていた。次回には多数の参加を切望いたします。

結果は次のとおり。

- 一、駅伝
- 一位、糖塚A、 六六分三七秒
- 二位、岡中A、 六八分一九秒
- 三位、吉木A、 六八分三三秒
- 四位、波津、 七三分二秒
- 五位、白谷、 八八分四四秒
- 六位、戸切、 八四分四七秒
- 七位、糖塚B、 八四分五二秒



八位、吉木B、八七分五二秒

区間賞

- 一区、吉木、関博康
- 二区、糖塚、野田輝敏
- 三区、波津、宮本精一
- 四区、糖塚、入江春樹
- 五区、吉木、門司勇二
- 二、年令別マラソン
- 小学生の部（二軒）
- 一位、吉野ケ丘、田中一成
- 女子の部（二軒）
- 一位、東高陽、前田好賀子
- 五十才以上の部（二軒）
- 一位、高倉、筒井正久
- 四十才代の部（三軒）
- 一位、戸切白谷、蒲原学
- 三十才代の部（四軒）
- 一位、山田、橋本豊明
- 二十才代の部（四軒）
- 一位、糖塚、渡生隆敏
- 中学生の部
- 一位、東山田、竜口勝志

世界情勢と物価

石油危機に伴う物価の急上昇は、私達の生活を根底からゆさぶっています。

「世界情勢と物価問題」について西日本新聞社の牛島次長に講演してもらいます。多勢受講下さい。

日時 二月十六日午後一時三十分
 場所 岡垣中央公民館